

国民経済計算調査会議運営要領

昭和 4 9 年 4 月 1 5 日
内 閣 総 理 大 臣 決 定
昭和 5 0 年 1 0 月 2 1 日改正
昭和 5 2 年 9 月 2 9 日改正
平成 7 年 2 月 2 7 日改正
平成 1 3 年 1 1 月 9 日改正

1 総則

「国民経済計算調査会議の開催について（昭和 4 9 年 4 月 1 2 日閣議決定）」
に基づく国民経済計算調査会議（以下「会議」という）の運営については、
この国民経済計算調査会議運営要領に定めるところによる。

2 組織

- (1) 会議は、委員 2 2 人以内で組織する。
- (2) 会議に、専門の事項を調査するため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- (3) 会議に、幹事若干人を置く。

3 委員、専門委員、幹事等

- (1) 委員及び専門委員は、国民経済計算に関して、学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が委嘱する。
- (2) 幹事は、関係行政機関（別表）の職員のうちから、当該行政機関において、課長又は課長相当職を指名するものとする。
- (3) 会議は、必要に応じ、幹事以外の関係行政機関の職員等に対して、出席を求めることができる。
- (4) 委員、専門委員及び幹事は非常勤とする。

4 議長

- (1) 会議に、議長を置き、委員の互選によって、これを定める。
- (2) 議長は、会議を総理する。
- (3) 議長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

5 部会

- (1) 会議は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- (2) 部会に属すべき委員及び専門委員は、議長が指名する。
- (3) 部会に部会長を置き、議長の指名する委員がこれにあたる。
- (4) 部会長は、部会の事務を掌理する。
- (5) 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

6 専門小委員会

- (1) 部会に、その所掌事務のうち専門的事項を調査審議するため、専門小委員会を置くことができる。
- (2) 専門小委員会に属すべき委員又は専門委員は、部会に属する委員又は専門委員のうちから、部会長が指名する。

7 雑則

この運営要領に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、議長が会議にはかつて定める。

(別表)

内閣府

総務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省